

農林水産省木材利用推進計画の実績について（平成 22 年度）

平成 23 年 12 月 7 日
農 林 水 産 省

農林水産省では、平成 22 年 12 月に策定した「農林水産省木材利用推進計画」に基づき、木材利用の拡大に取り組んでいるところです。今般、平成 22 年度の実施状況等を次のとおり取りまとめました。

1 農林水産省及び関係機関の庁舎等の施設

(1) 対象施設における目標

組織	施設の種類	目標
農林水産省本省	庁舎	内装等の木質化率 100%（注 2）
施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品検査所 農林水産研修所 農林水産政策研究所 森林技術総合研修所 地方支分部局 地方農政局 事業所・事務所 地方農政事務所 統計・情報センター 森林管理局 森林管理署 漁業調整事務所	庁舎 宿舎 研修施設 倉庫	木造率 100%（注 1）、内装等の木質化率 100%（注 2）
組織	施設の種類	目標
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター － 種苗管理センター 家畜改良センター 水産大学校 農業・食品産業技術総合研究機構 農業生物資源研究所 農業環境技術研究所 国際農林水産業研究センター 森林総合研究所 農業者年金基金 水産総合研究センター 農畜産業振興機構 農林漁業信用基金	事務所 校舎 研修施設 倉庫	木造率 100%（注 1）、内装等の木質化率 100%（注 2）

注 1：木造率について

区分	定義
木造率	<p>建物の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）に当たり、利用施設において構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁等の全部又は一部に木材を利用することを「木造化」といい、新築等された施設に占める木造化された施設の割合を「木造率」という。</p> <p>この場合、上記の構造耐力上主要な部分の5割以上に木材が使われているものを木造化された施設とする。</p> <p>また、木造とその他の部材との混構造の場合は、床面積比で5割以上について、上記の木造化の要件を満たすものを木造化された施設とする。</p>

注 2：内装等の木質化について

区分	定義
内装等の木質化率	<p>建築物の新築等又は模様替えに伴い天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することを「内装等の木質化」といい、新築等又は模様替えが行われた施設に占める内装等の木質化が行われた施設の割合を「内装等の木質化率」という。</p> <p>この場合、天井、床、壁、窓枠、戸及び外壁等のうち施工が行われた全ての品目について、それぞれ、天井、床、壁及び外壁等については施工面積の5割以上、窓枠、戸については施工個数の5割以上に木材が利用されたものを内装等の木質化が行われた施設とする。</p>

(2) 対象施設における実績

新築等における木造化や新築又は模様替えにおける内装等の木質化の実績は下記のとおりである。

新築等における木造化

木造率は、全体で90%、森林管理局では100%となったものの、農政局では0%、その他施設等機関では50%となった。農政局等で割合が低いのは、防音工事の必要性やコスト面等の事情によるものである。

区 分	新築等数	うち木造	木造率	備考(木造・木質化をしなかった理由等)
農林水産省本省	0	0	0%	
農政局	2	0	0%	・千葉統計・情報センター調整室、匠瑳統計・情報センター倉庫が非木造(関東農政局)
森林管理局	27	27	100%	・森林管理署2棟、森林事務所18棟、公務員宿舍7棟を木造
その他施設等機関	2	1	50%	・森林総合研究所事務所1棟を木造 ・構造耐力上非木造(種苗管理センター西日本農場事務所)
計	31	28	90%	

注：その他施設等機関には独立行政法人を含む。



岐阜森林管理署（外観）



熊本森林管理署（外観）

新築等又は模様替えにおける内装等の木質化

木質化率は、全体で65%、森林管理局では100%となったものの、農林水産省本省では0%、農政局では18%、その他施設等機関では14%となった。森林管理局以外で割合が低いのは、OAフロアの改修工事でコストや床配線の操作性を考慮したこと、一部改装のため既存施設との連続性を考慮したこと、変電室等のため非木質化にせざるを得なかったこと等の事情によるものである。

なお、本省においては、該当施設ではないが、正面玄関外構の擬石平板舗装を木質チップ舗装へ改修したところである。

区分	新築等又は模様替え数	うち内装等の木質化	木質化率	備考(木造・木質化をしなかった理由等)
農林水産省本省	1	0	0%	・OAフロア改修工事でコスト及び床配線の操作性を考慮し非木質化 ・該当施設ではないが、正面玄関外構の擬石平板舗装を木質チップ舗装へ改修
農政局	11	2	18%	・木質扉・木質壁(東海農政局)、木質壁紙(中国四国農政局)により木質化 ・OAフロアでコストを考慮し非木質化(北陸農政局) ・床でコストを考慮し非木質化(北陸農政局、近畿農政局、中国四国農政局) ・一部改装のため既存の施設との連続性から非木質化(東海農政局、中国四国農政局)
森林管理局	27	27	100%	
その他施設等機関	7	1	14%	・本館2階大会議室の床を木質化(森林総合研究所) ・変電室等のため非木質化(水産総合研究センター4棟) ・一部改装のため既存の施設との連続性から非木質化(森林総合研究所)
計	46	30	65%	

注：施設を新築等により木造化したものは、内装等の木質化をしたものとしてカウントしている。



木製ドア（東海農政局）



木質チップ舗装（農林水産省本省）

2 農林水産省関係公共土木工事における柵工・土留工等の工作物及び施設

（1）公共土木工事における目標

部局	事業名	工作物及び施設の種類の種類	目標
生産局	農業農村整備事業のうち畜産公共事業	柵工、残存型枠、標識工、視線誘導標、土留工、筋工、伏工、防風柵、水路工、階段工、歩道工等	<p>（1）事業における木材の使用量を基準値の1.5倍程度</p> <p>（2）左記の工作物及び施設のうち柵工、残存型枠、標識工、視線誘導標については、木製の割合100%</p>
農村振興局	農業農村整備事業 海岸事業		
林野庁	森林整備事業 治山事業		
水産庁	水産基盤整備事業 海岸事業		

注1：柵工は、遊歩道・水路・用地等の境界に設ける安全柵、手すり等である。

注2：木材の使用量の単位は、工事費1億円当たりの量（m³）である。

注3：基準値とは、平成16年度、17年度、18年度の実績の平均である。

注4：標識工は、場所等の案内標識、工事中の標識等である。

注5：残存型枠は、コンクリート打設用の型枠であって構造物の完成後も撤去しないものである。

注6：各部局の事業には、農山漁村地域整備交付金など各種交付金による事業も含まれる。

（2）公共土木工事における実績

事業における木材の使用量や工作物及び施設の木製の割合の実績は下記のとおりである。

なお、目標に達していない理由は、本計画が省内の末端の現場まで必ずしも十分に浸透していなかったことのほか、それぞれの事業、工作物ごとの事情によるものである。

事業における木材の使用量

木材の使用量は、全体で2.5倍、生産局では4.8倍、農村振興局では3.8倍となったものの、水産庁では0.7倍となった。水産庁で倍率が低いのはコスト面等の事情によるものである。

部局	木材使用量(m ³)	金額(億円)	工事費1億円当たりの木材使用量(A)	基準値(B)	基準値に対する倍率(A)/(B)
生産局	67	0 (0.13)	515	108	4.8
農村振興局	111,475	3,629	31	8	3.8
林野庁	207,106	2,112	98	56	1.8
水産庁	194	4	54	81	0.7
計	318,775	5,744	55	22	2.5

工作物及び施設の木製の割合

(ア) 柵工

木製の割合は、全体で45%、林野庁や水産庁では100%となったものの、生産局が0%、農村振興局が41%となった。生産局、農村振興局で割合が低いのは、用水路のフェンスとして金属等の柵が使われがちなこと(農村振興局)、施工箇所が岩盤のため工事費が割高となること(生産局)の事情によるものである。

部局	施工量(m)	うち木製(m)	木製の割合	木材使用量(m ³)
生産局	500	0	0%	0
農村振興局	66,184	26,955	41%	1,672
林野庁	4,499	4,499	100%	481
水産庁	937	937	100%	54
計	72,120	32,391	45%	2,207



防護柵(徳島県板野町)



木柵(山梨県富士川町)

(イ) 残存型枠

木製の割合は、全体で約100%となった。農村振興局では2件中1件が非木造となったが、これは、受注者が木製以外の資材を使用したことによるものである。

部局	施工量(基)	うち木製	木製の割合	木材使用量(m3)
生産局	0	0	-	0
農村振興局	2	1	50%	67
林野庁	3,034	3,034	100%	13,960
水産庁	0	0	-	0
計	3,036	3,035	100%	14,027



治山工事の残存型枠（福島県郡山市）



農地防災工事の残存型枠（徳島県板野町）

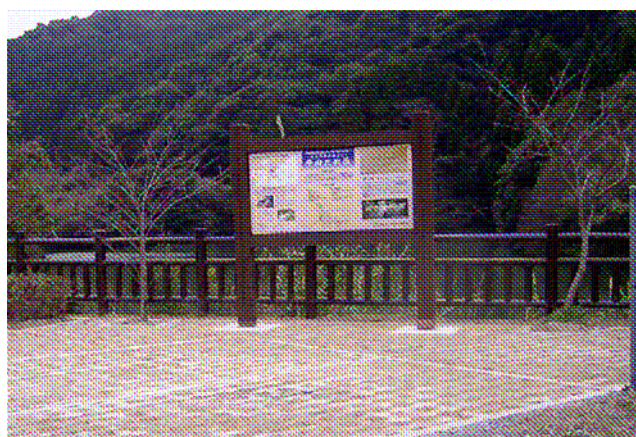
(ウ) 標識工

木製の割合は、全体で83%、林野庁や水産庁では100%となったものの、農村振興局が67%となった。農村振興局で割合が低いのは、維持管理のコスト面、夜間誘導標識等木製品が無かったこと等の事情によるものである。

部局	施工量(枚)	うち木製	木製の割合	木材使用量(m3)
生産局	0	0	-	0
農村振興局	1,055	712	67%	63
林野庁	793	793	100%	79
水産庁	168	168	100%	31
計	2,016	1,673	83%	173



事業の標識工（徳島県鳴門市）



事業PRの看板（熊本県苓北町）

（工） 視線誘導標

木製の割合は、全体で63%となった。林野庁では100%となったものの、農村振興局で7%となった。農村振興局で割合が低いのは、視線誘導標を設置する工事は、補償工事が多く道路管理者等の指定により木質以外となることが多いこと等の事情によるものである。

部局	施工量(基)	うち木製	木製の割合	木材使用量(m3)
生産局	0	0	-	0
農村振興局	2,339	157	7%	2
林野庁	3,632	3,632	100%	60
水産庁	0	0	-	0
計	5,971	3,789	63%	62



視線誘導標の例

3 農林水産省関係補助事業における建築物等の施設

(1) 補助対象施設における目標

部局	事業名	施設の種類	目標
生産局	強い農業づくり交付金のうち 畜産物共同利用施設整備	家畜飼養管理施設	木造率100% (注1) 内装等の木質化率100%(注2)
農村振興局	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	都市農山漁村総合交流促進施設 木材利活用促進施設 農林水産物直売・食材提供供給施設 地域資源活用交流促進施設 農林漁業体験施設のうち 滞在施設 農山漁村体験施設 教養文化・知識習得施設 地域資源活用起業支援施設	
林野庁	森林・林業・木材産業づくり交付金	効率化施設 特用林産物加工流通施設 地域産物活用施設 森林空間活用施設 活動拠点施設 生活環境施設 木材加工流通施設 森林バイオマス再利用促進施設 需要拡大促進施設 医療・社会福祉関連施設 学校関連施設 先駆的施設 木質バイオマス供給施設 学習展示施設 森林環境教育活動施設	
水産庁	強い水産業づくり交付金のうち 漁業生産基盤等の整備	漁業用作業保管施設	

注1：木造率については、1「対象施設における目標」の表注1に同じ。

注2：内装等の木質化については、1「対象施設における目標」の表注2に同じ。

注3：事業名は平成22年11月1日現在の事業名であり、同種の新規事業又は名称が変更された事業も対象とする。

(2) 補助対象施設における実績

補助対象施設における木造化や新築又は模様替えにおける内装等の木質化の実績は下記のとおりである。

木造化

補助対象施設における木造率は、全体で88%、生産局87%、農村振興局92%、林野庁86%、水産庁25%となった。水産庁で割合が低いのは、消防署の指摘により非木造となったこと（消防法）構造上の強度不足等により非木造となったこと、コスト面等の事情によるものである。

区分	新築等数	うち木造	木造率	備考(木造化をしなかった理由等)
生産局	46	40	87%	・豪雪地帯のため耐久性を考慮し非木造6施設
農村振興局	91	84	92%	・消防署の指摘により非木造2施設 ・強度等構造上の理由から非木造2施設 ・コスト面を考慮し非木造3施設
林野庁	36	31	86%	・消防署の指摘により非木造3施設 ・非木造施設の木質化を実施2施設
水産庁	4	1	25%	・コスト面を考慮し非木造3施設
計	177	156	88%	

新築等又は模様替えにおける内装等の木質化

木質化率は、全体で93%、生産局87%、農村振興局99%、林野庁92%、水産庁が25%となった。水産庁で割合が低いのは、コスト面等の事情によるものである。

区分	新築等又は模様替え数	うち内装等の木質化	木質化率	備考(木質化をしなかった理由等)
生産局	46	40	87%	・豪雪地帯のため耐久性を考慮し非木質化6施設
農村振興局	91	90	99%	・コスト面を考慮し非木質化1施設
林野庁	36	33	92%	・消防署の指摘により非木質化3施設
水産庁	4	1	25%	・コスト面を考慮し非木質化3施設
計	177	164	93%	

注1：施設を新築等により木造化したものは、内装等の木質化したものとしてカウントしている。

注2：林野庁の施設数からは、木造化が不可能な菌床施設（31）、ボイラー施設（1）、非木造施設の改修（1）を除外した。



ペレット製造施設（岐阜県大垣市）



自然公園ふれあいセンター（山梨県韮崎市）



農作業準備休憩施設（新潟県佐渡市）



畜舎（長崎県壱岐市）

4 農林水産省及び関係機関における備品及び消耗品

(1) 対象物品における目標

組織	物品の種類	目標
農林水産省本省 施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品検査所 農林水産研修所 農林水産政策研究所 森林技術総合研修所 地方出先機関 地方農政局 事業所・事務所 地方農政事務所 統計・情報センター 森林管理局 森林管理署 漁業調整事務所	事務机 会議机 教室の机 書棚	事務机、会議机、書棚については、間伐材等を使用したものとする。（目標100%）
	文具類	コピー用紙については、間伐材を使用したものとする。（目標100%） 業務用茶封筒、名刺用紙、フラットファイル、チューブファイルについては、間伐材等を使用したものとする。（目標100%） その他の文具類についても、間伐材等を使用した製品がある場合は、その使用に努める。
	印刷物	印刷物については、全て間伐材等を使用した印刷用紙を使用する。（目標100%）
	各種会議における飲料	各種会議等において飲料を必要とする場合には、間伐材を使った飲料用紙製缶を使用する。（目標100%）

(2) 対象物品における実績

事務机や書棚、コピー用紙等における間伐材等を使用したものの割合の実績は下記のとおりである。

なお、目標に達していない理由は、事務担当者等の認識が不足していたことのほか、それぞれの対象物品ごとの事情によるものである。

事務机

間伐材等を使用したものの割合は、全体で66%、林野庁以外の本省9%、農政局1%、森林管理局95%、その他施設等機関78%となった。

部 局	導入数(個)	うち間伐材等を使用したもの(個)	間伐材等を使用したものの率	備 考	
				その他の木製品(個)	非木製品(個)
林野庁	0	0	-	0	0
林野庁以外の本省	91	8	9%	0	2
農政局	116	1	1%	13	102
森林管理局	481	455	95%	0	26
その他施設等機関	69	54	78%	0	15
計	757	518	68%	13	145

会議机

間伐材等を使用したものの割合は、全体で59%、林野庁以外の本省7%、農政局33%、森林管理局78%、その他施設等機関82%となった。

部 局	導入数(個)	うち間伐材等を使用したもの(個)	間伐材等を使用したものの率	備 考	
				その他の木製品(個)	非木製品(個)
林野庁	0	0	-	0	0
林野庁以外の本省	45	30	67%	0	2
農政局	83	27	33%	8	48
森林管理局	49	38	78%	0	11
その他施設等機関	38	31	82%	0	7
計	215	126	59%	8	68

書 棚

間伐材等を使用したものの割合は、全体で6%、林野庁以外の本省19%、農政局1%、森林管理局9%、その他施設等機関36%となった。全体的に割合が低いのは、設置スペースが限られていること等の事情によるものである。

部 局	導入数(個)	うち間伐材等を使用したもの(個)	間伐材等を使用したものの率	備 考	
				その他の木製品(個)	非木製品(個)
林野庁	0	0	-	0	0
林野庁以外の本省	27	5	19%	0	5
農政局	442	3	1%	9	430
森林管理局	149	14	9%	0	135
その他施設等機関	55	20	36%	0	35
計	673	42	6%	9	605

コピー用紙

間伐材を使用したものの割合は、全体で82%、農林水産省本省100%、農政局74%、森林管理局98%、その他施設等機関62%となった。農政局等で割合が低いのは、写真を使用する場合やパンフレットにする場合は上質紙を使用したいという部署が一部にみられること等の事情によるものである。

部 局	導入数(枚)	うち間伐材を使用したもの(枚)	間伐材を使用したものの率	その他の製品(枚)
林野庁	10,160,000	10,160,000	100%	0
林野庁以外の本省	77,346,600	77,076,000	100%	270,600
農政局	199,749,562	147,411,862	74%	52,337,700
森林管理局	55,011,522	54,081,353	98%	930,169
その他施設等機関	22,940,000	14,114,500	62%	7,403,000
計	355,047,684	292,683,715	82%	60,941,469



間伐材を使用したコピー用紙

業務用茶封筒

間伐材等を使用したものの割合は、全体で83%、農林水産省本省100%、農政局81%、森林管理局99%、その他施設等機関では45%となった。農政局等の割合が低いのは、局名を印刷したもの以外は間伐材等を指定しなかったこと等の事情によるものである。

部 局	導入数(枚)	うち間伐材等を使用したもの(枚)	間伐材等を使用したものの率	その他の製品(枚)
林野庁	3,805,000	3,805,000	100%	0
林野庁以外の本省	447,230	447,230	100%	0
農政局	4,325,507	3,501,257	81%	824,250
森林管理局	414,470	409,470	99%	5,000
その他施設等機関	120,889	54,170	45%	61,969
計	5,308,096	4,412,127	83%	9,720,224

名刺用紙

間伐材等を使用したものの割合は、全体で45%、林野庁100%、林野庁以外の本省48%、農政局34%、森林管理局94%、その他施設等機関56%となった。林野庁以外で割合が低いのは、名刺の印刷機械で間伐材等を使用すると故障や印刷の汚れ等を生じさせる懸念がもたれていること、間伐材等を使用した名刺用紙が単価契約に含まれていないこと等の事情によるものである。

部 局	導入数(枚)	うち間伐材等を使用したもの(枚)	間伐材等を使用したものの率	その他の製品(枚)
林野庁	56,650	56,650	100%	0
林野庁以外の本省	498,020	239,200	48%	258,820
農政局	257,070	86,810	34%	170,260
森林管理局	34,573	32,460	94%	2,113
その他施設等機関	450	250	56%	100
計	790,113	358,720	45%	431,293

フラットファイル

間伐材等を使用したものの割合は、全体で72%、林野庁以外の本省100%、林野庁99%、農政局54%、森林管理局87%、その他施設等機関では46%となった。農政局等で割合が低いのは、注文品に間伐材等の製品がなかったこと、本計画が局の出先にまで十分浸透してなかったこと等の事情によるものである。

部 局	導入数(枚)	うち間伐材等を使用したもの(枚)	間伐材等を使用したものの率	その他の製品(枚)
林野庁	3,950	3,920	99%	30
林野庁以外の本省	41,860	41,860	100%	0
農政局	130,527	70,492	54%	60,035
森林管理局	105,525	92,091	87%	13,434
その他施設等機関	11,762	5,371	46%	6,240
計	289,674	209,814	72%	79,709

チューブファイル

間伐材等を使用したものの割合は、全体で75%、農林水産省本省100%、農政局47%、森林管理局87%、その他施設等機関43%となった。農政局等で割合が低いのは、注文品に間伐材等の製品がなかったこと等の事情によるものである。

部局	導入数(枚)	うち間伐材等を使用したもの(枚)	間伐材等を使用したものの率	その他の製品(枚)
林野庁	980	980	100%	0
林野庁以外の本省	32,604	32,604	100%	0
農政局	28,984	13,503	47%	15,481
森林管理局	17,203	14,949	87%	2,254
その他施設等機関	5,592	2,417	43%	3,010
計	84,383	63,473	75%	20,745

印刷物

間伐材等を使用したものの割合は、全体で79%、林野庁以外の本省98%、林野庁87%、農政局62%、森林管理局100%、その他施設等機関72%となった。農政局等で割合が低いのは、印刷する業者が間伐材等の製品を用意できなかったこと、ポスターの場合に間伐材等の用紙がなかったこと、パンフレットに上質紙を使用したこと等の事情によるものである。

部局	導入数(部)	うち間伐材等を使用したもの(部)	間伐材等を使用したものの率	その他の製品(部)
林野庁	233,160	203,961	87%	29,199
林野庁以外の本省	8,814,092	8,595,133	98%	218,959
農政局	10,577,032	6,593,274	62%	3,983,758
森林管理局	485,934	485,434	100%	500
その他施設等機関	470,851	337,380	72%	132,399
計	20,347,909	16,011,221	79%	4,335,616

各種会議における飲料

間伐材等を使用したもの(カートカン)の割合は、全体で44%、林野庁100%、林野庁以外の本省62%、農政局12%、森林管理局48%、その他施設等機関14%となった。農政局等で割合が低いのは、少量の単位でカートカンを購入することが困難であったこと、委員等の希望によりペットボトルの水となったこと、地方ではカートカンを購入することかできない場合もあること等の事情によるものである。

部 局	導入数(本)	うち間伐材を使用したもの(カートカン) (本)	間伐材を使用したもの(カートカン)の率	その他の製品(本)
林野庁	846	846	100%	0
林野庁以外の本省	11,653	7,168	62%	4,485
農政局	6,712	787	12%	5,925
森林管理局	6,775	3,272	48%	3,503
その他施設等機関	871	120	14%	600
計	26,011	11,347	44%	14,513



間伐材を使用した製品（カートカン）

5 モデル的な取組

(1) 具体的な取組

部局	事業名	モデル的な取組	備考
林野庁	森林整備事業 治山事業	間伐材を林道のコンクリートよう壁や谷止工背面部で撤去が不要な残置式の型枠として利用する。 間伐材や根株等をチップ化して植生基材吹付工の基盤材として利用する。 木製ガードレール、間伐材等を使用した合板型枠を利用する。	
水産庁	水産基盤整備事業	間伐材を耐久性のある鋼製やコンクリート製の魚礁と組み合わせて利用する。	

(2) モデル的な取組の実績

岡山県の県営林道では、平成20年度から林道開設工事に伴う支障木をチップ化し植生基材に30～70%配合した植生基材吹付工を実施しているが、平成22年度については、コスト縮減・資源循環効果をさらに高めることを目的とし、木材チップ100%吹付工法の実用化に向けた試験を実施。(岡山県鏡野町、木材使用量23.2m³)

間伐材を有効活用するとともに、既存のコンクリート魚礁と組み合わせることにより、早期の蝸集効果の発現が図られる魚礁を設置。(例：福井県敦賀市沖(2箇所)、高浜町沖(1箇所)計14基(間伐材使用品)、木材使用量1.9m³/基)



チップの植生基材吹付工



間伐材を利用した魚礁

6 木材の安定供給のための取組と実績

項目	具体的取組と実績
<p>需要サイドのニーズに対応した供給体制の整備</p>	<p>大口の需要者への円滑な木材供給を図るため、木材業者の連携等による乾燥材、針葉樹合板、集成材、丸棒製品等の安定供給を促進する。</p> <p>(実績) 需要者ニーズに的確に対応した品質の向上と物流の効率化を図るため、乾燥等の技術指導や製品試験の実施、生産・物流拠点の整備を実施。また、各森林管理局において、間伐材等を合板や集成材工場等の需要者と協定を締結し、定時・定量で安定的に丸太を供給するシステム販売を実施。</p> <p>木材製品の規格化の推進等により木材の調達の容易化を図る。</p> <p>(実績) JASの認定促進のため、JASの認定取得の仕組み等について関係団体への説明等による普及啓発を実施。</p>
<p>木材利用に係る技術開発</p>	<p>需要者ニーズに対応しつつ、木材の特性を活かした加工技術の開発、新商品の開発等の取組を推進する。</p> <p>(実績) 低コスト木製ガードレール等の開発や、地域材を利用した内装材等の新たな製品の開発のための支援を実施。 地域で産出される木材の継続的な利用を推進する活動を行う団体を対象として、増殖礁の技術開発及び実証試験に対する支援を実施。(22年度木材使用実績：934m³)</p>
<p>木造化等に関する情報の提供</p>	<p>全国各地の木製施設等に関する情報を収集し、適切な手段を用いて的確に提供する。</p> <p>(実績)</p>

	<p>木材利用推進中央協議会において、「写真で見る「木」の施設」の冊子を作成し全国に配布。</p> <p>文部科学省と農林水産省の共同で、「こうやって作る木の学校」の冊子を作成し全国に配布。</p>
木製構造物に関する歩掛の充実	<p>木製構造物の設計価格の積算に必要な標準歩掛等の追加を行い、木製構造物の採用及び施工を促進する。</p> <p>(実績)</p> <p>林野公共事業における木製構造物に関する歩掛等を充実。(木製構造物の施工歩掛は、標準歩掛39工法、暫定歩掛152工法)</p>
木材利用推進に関する具体的な説明の実施	<p>関係部局の土木工事の担当者等を対象とした、木材を利用する設計、施工に係る実践的、実務的な講習会の開催等を行う。</p> <p>(実績)</p> <p>6月に各森林管理局及び都道府県の設計・積算等担当者を対象に設計・積算等説明会を開催し、追加及び見直した木製構造物に関する歩掛等について説明・周知。</p>
	<p>森林管理局及び森林管理署が、地方農政局等の農林水産省の地方出先機関や関係機関に対し、木材の調達方法等木材利用推進に関する具体的な説明を行う。</p> <p>(実績)</p> <p>各森林管理局が都道府県の協議会等と連携し、国土交通省地方整備局等に対して、木材の利用拡大に関する要請活動を実施。</p>
	<p>森林管理局及び森林管理署が、必要に応じて地方段階の都道府県の担当者会議等の場において、都道府県の林務担当部局と連携・協力し、木材の調達方法等木材利用推進に関する具体的な説明を行う。</p> <p>(実績)</p> <p>森林管理署長、流域管理調整官、森林管理局の部課長が主体となって、都道府県及びその出先機関、自治体議員、市町村有志協議会、森林組合等の関係機関に対し、各種会議や協議会、意見交換等の機会に木材利用拡大に関する具体的な説明や協力要請を実施。</p>
木材利用推進のための問い合わせ窓口の設置	<p>農林水産省関係補助事業対象施設の木造化、内装等の木質化等を一層推進するために、木材利用推進中央協議会に問い合わせ窓口を設置する。</p>

(実績)

木材利用推進中央協議会に問い合わせ窓口を設置し、実需者から間伐紙の入手先の照会や、ホームページで紹介できる優良な木造施設の事例などに関する問い合わせに対応。

7 今後の取組

各局庁、地方組織、関係機関に対し、改めて、木材利用の意義、必要性を周知徹底する。

取組の不十分な組織等については、年1回フォローアップを行い、事情を聴取する。

コスト面に対応し難いと思われる場合、自らの組織のみで判断することなく、林野庁と相談して対応する。

林野庁は、間伐材等を使用する業者、業界に対して、コスト低減、ニーズに合った製品づくりを更に働きかける。また、各組織に対して製品等の情報提供を積極的に行う。

契約担当部局は、単価契約の物品に必ず「間伐材を使用した製品」を入れる（例えば、名刺用紙）。